

○茨城県総合計画審議会条例

平成 6 年 3 月 30 日
茨城県条例第 4 号

茨城県総合計画審議会条例を公布する。

茨城県総合計画審議会条例

(設置)

第 1 条 県の総合計画について調査審議するため、茨城県総合計画審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事務)

第 2 条 審議会は、知事の諮問に応じ、県の総合計画について調査審議し、その結果について、知事に答申するものとする。

2 審議会は、前項のほか、知事の諮問に応じ、国土総合開発法(昭和 25 年法律第 205 号)第 7 条の 2 の規定に基づく県の総合開発計画について調査審議し、その結果について、知事に答申するものとする。

3 審議会は、必要があると認めるときは、前 2 項に規定する県の総合計画等に関し、知事に建議することができる。

(組織)

第 3 条 審議会は、次の各号に掲げる者のうちから知事が委嘱する委員 50 人以内で組織する。

(1) 県議会の議員

(2) 市町村の長

(3) 市町村の議会の議長

(4) 学識経験を有する者

2 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第 4 条 審議会に、会長及び副会長各 1 人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選によって定める。

3 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 5 条 審議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集する。ただし、委員の委嘱後最初に開かれる会議並びに会長及び副会長がともに欠けたときの会議は、知事が招集する。

2 会長は、会議の議長となる。

3 会議は、委員の半数以上が出席しなければ、開くことができない。

4 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(部会)

第 6 条 審議会に、特定の事項の調査審議のため、必要に応じ、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員は、会長が指名する。

3 部会に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

4 専門委員は、知事が委嘱する。

(委員以外の者からの意見の聴取)

第 7 条 審議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者からその意見を聞くことができる。

(幹事)

第 8 条 審議会に、幹事若干人を置く。

2 幹事は、県の職員のうちから知事が任命する。

3 幹事は、審議会の調査審議する事項について、委員を補佐する。

(委任)

第 9 条 この条例の施行に関し必要な事項は、知事が別に定める。

付 則

1 この条例は、平成 6 年 4 月 1 日から施行する。

2 茨城県総合開発審議会条例(昭和 25 年茨城県条例第 42 号)は、廃止する。